○関東地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二日　　関東地方整備局長　泊　　宏

一　施行者の名称　千葉県
二　都市計画事業の種類及び名称　松戸都市計画道路事業三・四・十六号葛飾橋矢切線
三　事業施行期間　自平成三十年四月二日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　千葉県松戸市下矢切字向台、字栄町及び字入山津地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二日　　関東地方整備局長　泊　　宏

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線
三　事業施行期間　自平成三十年四月二日至平成三十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山梨県甲府市中央四丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二日　　関東地方整備局長　泊　　宏

一　施行者の名称　千葉県
二　都市計画事業の種類及び名称　千葉都市計画道路事業三・三・十五号美浜長作町線
三　事業施行期間　自平成三十年四月二日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　千葉県習志野市実籾本郷及び実籾三丁目並びに千葉市花見川区長作町地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二日　　関東地方整備局長　泊　　宏

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　宇都宮都市計画道路事業三・三・九百一号おもちゃのまち下古山線
三　事業施行期間　自平成三十年四月二日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美、幸町三丁目、いずみ町、幸町一丁目、若草町及び至宝三丁目地内
使用の部分　栃木県下都賀郡壬生町若草町地内

○関東地方整備局告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二日　　関東地方整備局長　泊　　宏

一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　新座都市計画道路事業三・四・十号放射七号線
三　事業施行期間　自平成三十年四月二日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　埼玉県新座市野寺五丁目、栗原四丁目、栗原三丁目及び栗原六丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二日　　関東地方整備局長　泊　　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡谷市字西林二〇六五番五から同市字内山四七六九番四六〇まで	前	八・五〇～五〇・〇〇メートル	〇・七九七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一七・四六～九七・一〇〇メートル	〇・六二五キロメートル	
	B	一七・四六～九七・一〇〇メートル	〇・六二五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二日　　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号及び二十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大阪府泉南郡岬町孝子九〇九番一から和歌山市西汀丁四〇番まで	前	二二・二〇～一一九・三三メートル	九・〇九二キロメートル	
	後	二二・二〇～一一九・三三メートル	九・〇九二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十四号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二日　　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷九六番二まで	前	A 一〇・五〇～五一・五〇メートル	八・〇〇二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二七・八七～三八九・三八メートル	三・三六三キロメートル	
	後	A 一〇・五〇～五一・五〇メートル	八・〇〇二キロメートル	
		B 二〇・一九～三五〇・八三メートル	三・三六三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所